



群馬東部水道企業団

第19号 令和4年4月1日

水道だより

発行 群馬東部水道企業団 太田市浜町11-28 ☎0276-45-2731

<https://www.gtsk.or.jp>



水道事業の「現状」



群馬東部水道企業団とは？

太田市 館林市 みどり市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町

■3市5町の水道事業が統合(広域化)した一部事務組合(特別地方公共団体)です。



広域化で経費削減

■人件費などの削減 約25億円
■施設の見直しによる削減 約100億円
■広域化の補助金収入 約120億円

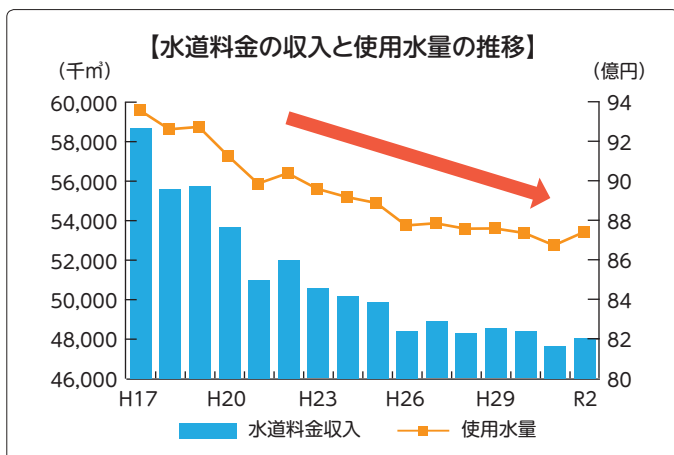
10年間で
**約245億円の
費用を削減**



水道料金の収入が減少

■企業団の主な収入は水道料金です。人口減少や節水機器の普及などにより、使用水量が減少しています。

平成17年 約92億円 → 令和2年 約82億円 → 15年間で
**約10億円の
収入が減少**



水道施設と水道管の老朽化

- 約60年前の高度経済成長期に、多くの施設が建てられ、水道管が設置されました。
- 老朽化した水道施設や水道管は、漏水や断水などの被害をもたらし、皆さまの生活に支障をきたす恐れがあります。



水道施設や水道管
にも寿命があるんだね!



老朽化した水道管



皆さまの生活を守るために

- 安全・安心な水をお届けするために、老朽化した水道施設や水道管の更新が必要です。更新に必要な費用は、**40年間で約5,490億円**になります。
- 浄水場の耐震化や老朽管の更新、防災拠点や病院などへ配水している水道管の耐震化を行っています。



1年当たり**約137億円**
の更新費用が必要なんだね!



新しい水道管

『群馬東部水道企業団水道ビジョン』を策定しました

『水道ビジョン』について

人口減少による給水収益の減少や施設の老朽化など、今後の水道事業を取り巻く状況は多くの課題があります。

それらを解決し、安全・安心な水を未来につなげていくための将来像と、実現するための方向性を示したものが『水道ビジョン』です。

計画期間

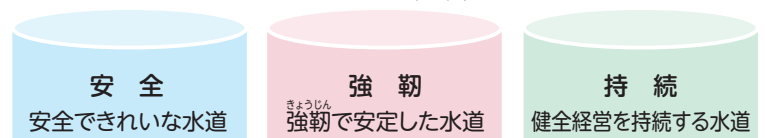
令和4年度から令和15年度まで



基本理念

信頼を未来につないでいこう 群馬東部の水道

目指すべき将来像



内容をご覧になりたい場合

企業団のホームページに掲載しています。

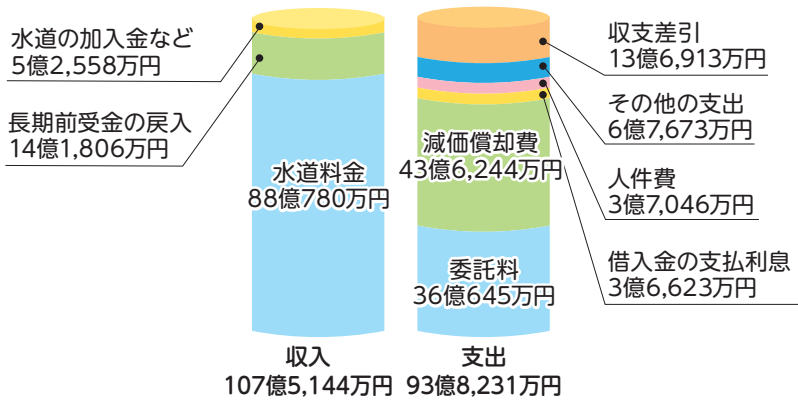
また、インターネットの環境が無い場合は、企業団太田本所・館林支所・みどり支所で閲覧することができます。

令和4年度 予算の概要

水道事業は、皆さまからの水道料金によって運営しています。

水道水を作るための収入と支出

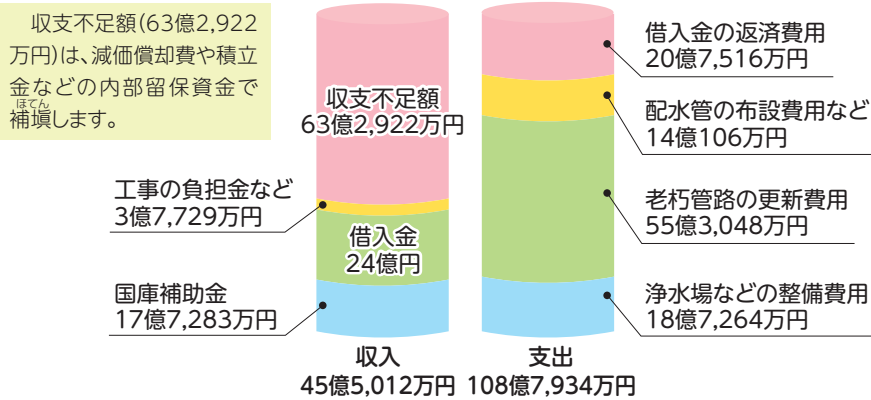
収益的収支



収支差引13億6,913万円のうち純利益は7億9,027万円(税抜き)
※純利益は、施設を整備するために使います。

施設を整備するための収入と支出

資本的収支



令和4年度の
主な工事

- みどり浄水場 中央監視制御装置の更新工事
- 邑楽第三浄水場 配水場につくり変える工事
- 太田金山配水池 耐震化の工事
- 老朽管を新しくする工事(3市5町) 約37km

水道メーターの交換

水道メーターの有効期間が満了する前に、交換を行っています。

水道メーターの有効期間ってどれくらいなの？

水道メーターの有効期間は、計量法で『8年』と定められています。

交換費用は、企業団が負担するので、お客さまに請求することはありません。



交換期間(令和4年度)

1期目	5月21日～ 6月10日
2期目	7月21日～ 8月10日
3期目	8月21日～ 9月 9日
4期目	9月21日～10月 7日
5期目	10月21日～11月10日

※対象となるお客さまには交換期間、工事業者名などを記載したお知らせを郵送します。
※屋外作業ですので、お留守でも実施します。

漏水調査を実施

水道水の無駄をなくし道路陥没による事故の防止などのため、道路に埋めてある水道管の漏水調査を行っています。

調査期間 令和4年4月1日～令和4年12月28日
対象地域 館林市内

二セ調査員に注意!

- 調査は公道上で行います(漏水の疑いがある場合は、調査のため、各戸の敷地内に立ち入ることがあります)。
- 宅内の水道管の調査や水質調査、浄水器の幹旋・販売などは一切行っておりません。
- 企業団が行う調査ですので、お客さまに費用を請求することはありません。
- 調査員は、企業団が発行した、腕章と身分証明書を身につけています。

☎「おかしいな?」と思ったら、調査員に身分証明書の提示を求め、企業団にご連絡ください。



水道の使用開始・中止の届け出をお願いします

引っ越しなどにより、水道の使用開始や中止をする場合は、届け出が必要です。

企業団太田本所・館林支所・みどり支所の窓口と電話・ファクス・インターネットで届け出ができます。

水道を使い始めるとき

- 1 住所(アパート・マンションなどの場合は、その名称と棟・部屋番号もお知らせください)
- 2 名前、電話番号
- 3 使い始める日

水道の使用をやめるとき

- 1 「水栓番号」または「お客様番号」(検針票【水道使用水量等のお知らせ】または領収書【水道料金等納入通知書兼領収証書】に記載されています)
- 2 住所、使用者の名前
- 3 使用をやめる日
- 4 転居先の住所、電話番号

インターネットで申し込みができます

水道の使用開始・中止の届け出は、24時間いつでも受け付けができるホームページからの手続きが便利です。

ホームページからの手続きは、水道の使用開始・中止の3日前(営業日)までにお願いします。

詳しくは、企業団のホームページをご覧ください。

議会情報

2月定例会

議案番号	件 名	議決結果
議案第1号	令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第2号	令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について	原案可決
議案第3号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	原案可決
議案第4号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	原案可決
議案第5号	群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について	原案可決
議案第6号	群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第7号	群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について	原案可決

問い合わせ先

●太田本所

太田市浜町11-28
☎ 0276-45-2731
FAX 0276-45-2735

●館林支所

館林市広内町3-10
☎ 0276-80-3201
FAX 0276-75-4134

●みどり支所

みどり市大間々町大間々1511
(みどり市役所大間々庁舎内)
☎ 0277-73-2411
FAX 0277-73-2412

●営業日・時間●

月～金曜日(土・日曜日、祝日、
年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

